

平成28年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成28年6月28日（火）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 議案第49号 市道路線の認定について
日程第2 議案第50号 市道路線の廃止について
日程第3 議案第48号 平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第4 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願
日程第5 議案第47号 平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）
日程第6 議案第51号 瑞穂市教育委員会の委員の任命について
日程第7 発議第3号 待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書
日程第8 発議第4号 「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書
日程第9 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	松 野 貴 志	2番	今 木 啓一郎
3番	北 倉 利 治	4番	鳥 居 佳 史
5番	小 川 理	6番	杉 原 克 巳
7番	若 園 正 博	8番	森 治 久
9番	庄 田 昭 人	10番	若 井 千 尋
11番	清 水 治	12番	広 瀬 武 雄
13番	堀 武	14番	広 瀬 時 男
15番	若 園 五 朗	16番	くまがいさちこ
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	棚 橋 敏 明	副 市 長	早 瀬 俊 一
教 育 長	加 納 博 明	政 策 企 画 監	藤 井 忠 直
企 画 部 長	広 瀬 充 利	総 務 部 長	梶 浦 要

市 民 部 長	伊 藤 弘 美	福 祉 部 長	森 和 之
都市整備部長	鹿 野 政 和	環境水道部長	広 瀬 進 一
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	松 野 英 泰	会 計 管 理 者	宇 野 清 隆
教 育 次 長	高 田 敏 朗	監 査 委 員 長 事 務 局 長	西 村 陽 子

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広 瀬 照 泰	書 記	日比野 丸利子
書 記	宇 野 伸 二		

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、改めましておはようございます。

また、傍聴の皆様方、早朝より御苦労さまでございます。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 6 番 杉原克巳君。

○6 番（杉原克巳君） おはようございます。

議席番号 6 番 杉原克巳でございます。

実は、先週の24日の日に一般質問の中で富有柿のデータを発表させていただきましたが、その際データに一部間違いがございましたものですから、この場をおかりいたしまして訂正をさせていただきますと思います。よろしく願いをいたします。

間違えました理由は、この間発表させていただきましたところ、トンで表示をせないけいのを100トン単位で報告をさせていただきましたものですから、ちょっと数字の乖離がございますもので、改めてこの場をおかりいたしまして訂正をさせていただきたいというふうに思っておりますから、よろしく願いをいたします。

では、申し上げます。出荷量の数字でございます。先日の24日には、※平成23年度の数字を5.8トンというふうに申し上げましたが、これは584トンの間違いでございます。24年が7.1トンというふうに申し上げましたが、これは712トンの間違いでございます。25年が4.5トンというふうに申し上げましたが、これは453トンの間違いでございます。そうしまして26年、6.2トンと申し上げましたが、これは622トンの間違いでございます。

以上訂正をさせていただき、おわびを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ただいま杉原克巳君から、6月24日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって、訂正したいとの申し出がありましたので許可をいたしました。

日程第 1 議案第49号及び日程第 2 議案第50号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第 1、議案第49号市道路線の認定について及び日程第 2、議案第50号市道路線の廃止についてを一括議題といたします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

※ 訂正発言

産業建設委員長 広瀬時男君。

○産業建設委員長（広瀬時男君） 議席番号14番 広瀬時男。

平成28年第2回定例会産業建設委員長報告をさせていただきます。

ただいま一括議題となりました2議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設委員会は、6月16日午前9時半から、巢南庁舎3の2会議室で開会しました。6名全員の委員が出席し、執行部から市長、副市長、政策企画監、所管の部長、課長の出席を求め、2議案を一括して補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、要点を絞って報告します。

執行部から議案第49号市道路線の認定について及び議案第50号市道路線の廃止についてを、追加資料の提供を受け、補足説明を受けた後、一括議題として審議いたしました。

委員から、今回の市道路線の認定・廃止について市民に不利益がないように対応しているのかという質疑に対して、今回廃止を予定している路線を挟んで東西の土地の所有者は、道路認定がしてあったとの認識はない。このまま道路認定が継続されると、斜線規制等建築上の制限がかかり、土地利用上、不利益をこうむる可能性があるので廃止が望ましい。新たに認定する道路は、一部現況は道路形態をなしており、認定をしないと奥の土地の所有者が将来的に不利益をこうむる可能性があるとの答弁がありました。

また、瑞穂市市道の認定に関する基準の中で、市長が別に定めるとあるが、その運用・内容についてはとの質疑に対し、市道認定基準第3条には、今回の件に該当する規定がないため、市長決裁とした。今後は、第3条に今回のケースを規定するよう改正を検討していきたいとの答弁がありました。

また、資料49-1の認定道路の終点となる矢印部分が私有地に入っているのではないかとという質疑に対し、御指摘のとおり、資料49-1の認定道路は終点となる矢印部分が長いが、新たに認定する道路は私有地には入りませんので、資料の訂正をさせていただくとの答弁がありました。

この後、2議案とも討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。平成28年6月28日、産業建設委員会委員長 広瀬時男。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第49号市道路線の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では起立採決とあわせて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第50号市道路線の廃止についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第48号及び日程第4 請願第1号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第3、議案第48号平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第4、請願第1号所得税法第56条の廃止を求める請願を一括議題といたします。

これについて、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 くまがいさちこ君。

○文教厚生委員長（くまがいさちこ君） おはようございます。

議席番号16番 くまがいさちこです。

平成28年第2回定例会、文教厚生委員長の報告をいたします。

ただいま一括議題となりました議案1件及び請願1件につきまして、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について御報告いたします。

文教厚生委員会は、6月17日午前9時半から、穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。6名全員の委員が出席し、執行部からは市長、教育長、所管の部長、次長及び課長の出席を求めて審査いたしました。

それでは、審査した議案順に要点を絞って御報告いたします。

まず初めに、議案第48号平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について審査いたしました。

本案について執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、国民健康保険が一本化になるためシステム改修するが、各市町は保険税賦課徴収についてどのような方式で行うのか。システムのにも一本になっていくのか。いろいろな方法があるのかとの質疑に対し、岐阜県下の市町村で、国民健康保険の一本化に向けてことしから準備が始まり、当市も立ち上げの委員になっているが、今は何も決まっていない状況である。国は将来的に県内の保険税賦課を一本化すると言っているが、今の段階でわかっていることは、国民健康保険が一本化されてから5年間ぐらいは県下の市町村は今の賦課状況のままで、岐阜県が国保事業に必要な費用を納付金として各市町村に割り当てるため、当市は現状のまま保険税を賦課徴収し、その納付金を県に納める仕組みになっている。詳細についてはこれからの立ち上げ委員会で調整し、決めていくことになるとの答弁がありました。

また、内容についての細かいことがわからないので資料を出してほしいとの質疑に対し、まだ一度も会議が行われていないし、国が方針を決めないとはいっきりしない。7月ごろに2つの部門に分かれて会議があると聞いているとの答弁がありました。

また、市町村により医療費関係はまちまちである。これについて県は積極的に関与しないのかとの質疑に対し、本来、国保特別会計は独立して運営していくことが基本である。国保特別会計へ法定外の繰り入れをする場合もあるが、国の方針は法定外繰り入れを少しでもなくす方向だと聞いているとの答弁がありました。さらに、保険税の引き上げの心配はないのかとの質

疑に対し、今の段階でははっきりわからないとの答弁がありました。

また、国民健康保険税が高過ぎる。国民健康保険税が払えない世帯が当市にどれだけあるのか。今が準備段階だから考えてほしい。一本化は国のもとで行われるので、市民の不安に応えることが大切である。当市としての率直な意見を出し、県に上げることが必要であるとの質疑に対し、確実な情報を収集して、なるべく早く情報提供するとの答弁がありました。

また、各県ごとに負担基準を変えることは可能なのかとの質疑に対し、県ごとに法令を超えるような特殊な方法はないとの答弁がありました。

さらに、各県独自で免除等に関する採配をすることは可能なのかとの質疑に対し、まだ会議に参加していないのでわからないとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、請願第1号所得税法第56条の廃止を求める請願について審査いたしました。

初めに、紹介議員である小川委員より、請願の趣旨説明として資料が配られ補足説明がありました。

所得税法第56条は、一言で言うと実際に働きがある家族従業員の働き分を必要経費に認めない。中小企業は家族全体の協力で成り立つものが多く、①企業と家庭が十分に分けられていない、②親族に対して給料が支払われる慣行がない、③給料を必要経費と認めると租税回避のおそれがあるので第56条の規定が設けられた。

また、青色申告にすれば、第56条の例外として所得税法第57条では給料を経費にできるということが特典として設けられている。本来、申告の仕方によって納税者を差別するのではなく、第57条を認めるのであれば第56条は廃止すべきである。

また、青色申告の条件である記帳の義務化は、白色申告でも2014年1月から全ての事業主に記帳と資料の保存が義務化されてきている。よって、あえて白色申告の場合だけ認められないという根拠はなくなっている。

さらに家族従業者の控除額を時給に換算すると、358円、208円の最低賃金以下となり、生活保護レベルである。国保では算定基準がないので出産手当、傷病手当も認められない。

当市の中小業者の家族従業者を元気にさせるためには女性の働きを認めて地位を向上させることが必要である。よって、所得税法第56条の廃止は必要である。また、第56条廃止に対して、国連からの女性差別撤廃条約に基づく勧告も政府に出されている。政府は12月に閣議決定した第4次男女共同参画基本計画でも必要な取り組みをしている。この広がりをさらに広げることが国の後押しをすることになるとの説明がありました。

その後質疑に入り、なぜ青色申告ではいけないのか。青色申告でやればいいのかとの質疑に対して、もともと青色申告で記帳の義務化を推進してきた。その特典として家族従業者の働きを労働の対価として認めてきた。白色申告をしたから奥さんの地位を認めないのはお

かしい。男女は差別なく平等でなくてはいけない。後継者をつくるためにも、第56条の廃止が必要であるとの答弁がありました。

次に、紹介議員の鳥居委員からも、第56条があるために市民が実際に社会的に不利益をこうむることは問題である。第56条のメリットがないなら廃止したほうがいいとの補足説明がありました。

また、さらに紹介議員の小川委員より、いろいろな意見を出していただきこれからも一緒に議論したい。議論すればするほど市民の暮らしを守る、中小業者の暮らしを守るためには、第56条は廃止すべきとの結論に向かうと思うとの追加補足説明もありました。

また、執行部からも所得税法第56条についての説明を求めました。

執行部の説明に対し、第56条がなくなったらどうなるのかとの質疑には、国の制度であるし、仮定の話なので返答できかねるとの答弁がありました。

その後討論に入り、平成27年6月定例会に提出されたときに反対した立場であり、前回と内容も変わっていないので、今回も賛成できないとの反対討論がありました。

この後採決に入り、本請願を採択することに賛成とする委員は2名で挙手少数となりました。次に、本請願を不採択とすることに賛成とする委員は3名で挙手多数となり、不採択とすることに決定いたしました。

委員会終了後の協議会では、議案第47号平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）について執行部より説明を受け協議しました。

その結果、当委員会所管の予算では、次の2点について、総務委員会へ送付いたしました。

①款教育費、項小学校費、目学校管理費、節賃金で、178万8,000円が計上されている。これは、中小学校の校務員の賃金として計上されたものであるが、執行部の説明によると、正規職員が昨年度末に退職し、今年度は補助職員で対応することとなったが、当初予算での計上を失念したとのことである。当委員会は、予算計上は慎重を期すべきものであるとの立場から、総務常任委員会での慎重審議を求めるものである。

②款教育費、項小学校費、目学校管理費、節工事請負費では、196万6,000円が計上されている。これは、穂積小学校区に7基設置されていた子供緊急通報装置の改修工事費である。同装置は犯罪防止の抑止力となり、子供の安全・安心に役立つものと認められるが、それならば市内全般にわたる対応が必要であるとの立場から、総務常任委員会での慎重審議を求めるものである。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。平成28年6月28日、文教厚生委員会委員長 くまがいさちこ。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第48号平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員であります。したがって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

これより請願第1号所得税法第56条の廃止を求める請願の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 議席番号9番 庄田昭人。

文教厚生委員会委員長報告に対して質疑を行わせていただきます。

所得税法第56条の廃止を求める請願について、この56条の廃止については、昨年6月議会にも西岡議員、くまがい議員よりも紹介議員によって提出された案件でありました。この議会に対しても、今議会に関しても請願として提出をされました。昨年、文教厚生委員会でこの件については話し合わせていただきました。この内容についての報告説明がなされ、それからこの審議に入られたのでしょうか。昨年の内容について、その後今回の請願に昨年より国の動向や、この請願の内容が変更され、さらにその部分についてどのように変更があったのかを確認されたのか、お伺いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○文教厚生委員長（くまがいさちこ君） 質疑にお答えいたします。

昨年6月議会、同じ内容の請願の話し合いの説明、その後の変化について説明や話し合いはありませんでした。

紹介議員が全く変わりましたが、小川議員、鳥居議員からはここに書いてある補足説明ですね、それから資料があったのみです。さらに執行部からこの56、57条に関する、制定されてから戦後の変遷の資料が配られました。それを見ますと、この1年間の間に変わったということもございませんので、つまり1年前の内容の説明も、この1年間の変化ですかね、それも別に説明はありませんでした。質問ありませんでした。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田君。

○9番（庄田昭人君） 説明もなかったということですが、先日文教委員会で話し合われた内容の資料が配付されておりました。

所得税法第56条の廃止を求める意見書、その説明の中で今回の請願の趣旨、事項について、瑞穂市議会議員皆様の御活躍を心より敬意を表しますといった文章の1ページでございました。そこには内容の中で、私たちは上記の要求で2年ごと全国会議員に要請行動を繰り返しているということで、国会議員ではありませんので、地方議員であります、しかし2年ごとという要請行動をしている内容からいうと、内容も変わっていない、もしくはその内容について先ほど委員長報告にありました、いろいろな意見を出していただき一緒に議論していきたいということでもありますので、昨年文教厚生委員会の中では反対討論として56条のみを廃止しても57条が残されて、その請願の趣旨として56条、57条の中で整合性がとれていないという反対討論がありました。その部分に対してやはりしっかりと議論していきたいということであれば、この部分について瑞穂市の昨年の委員会の報告の中で少し意見書の部分について、きちっとまた変更をしていただきたかったという思いであります。

また、意見の中では、さらに瑞穂市の中ではしっかりと長く話し合うべきではなかったのかというような意見もありましたので、その部分についてもっと委員会として昨年の部分を意見書の提出をされた方にその部分は伝えるべきではなかったかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○文教厚生委員長（くまがいさちこ君） 質疑にお答えいたします。

質疑の趣旨は、1年前の請願のときの話し合いの内容を委員会として説明すべきではなかったのかということでよろしいですね。

しませんでした。するとよかったんですかね。基本的に委員長というのは、委員長から余計なことはしゃべらないということですが、これは資料として用意すべきであったかどうかは今後の課題として事務局なんかともそういう必要があればやったほうがいいのかどうか、ちょっと勉強させていただきます。

あと1つ申し添えますと、この説明資料ですね、紹介議員から出された。この趣旨説明がなかったんです。補足説明はあったんですが、趣旨説明はありませんでした。このときも司会を

しながら、趣旨説明をしません、補足説明をしますというふうに言われたときに、委員長として趣旨説明をしてくださいと言ったほうがいいのか迷ったんですが、基本的に委員長というのは絶対ということはないと思うんですけど、極力余計なことは言わないほうがいいというのは心得ていましたので、だからこれもはっきりとは読まれていないというか、内容については確認されていなくて、これの補足から入っちゃったものですから、この委員長報告のとおり。もしあれば今のような質疑が出たかなと思いますが。この説明もありませんでしたので、以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○４番（鳥居佳史君） 議席番号４番 鳥居佳史です。

本案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

この所得税法56条、先ほどの委員長報告にもありましたように、今この56条があることによって奥さんとか家族で所得がないという状況で、社会保険とかいろいろ今の日本の置かれている制度の中で不都合な部分が生きているというわけですね。それで、逆にこの56条があることによって何が現状で本当に必要なのかという部分であることによって、どういう法律の効果が出ているかということは判然としなくなっている。つまり、この法律が制定された趣旨というのはそもそも明治20年の過去にさかのぼって、所得を恣意的に分割したり報酬をつり上げたりして不当に税逃れをしようとする要領のよい納税者が、つまり実際に働いていないけれども、働いたと見せかけてということを防止しようということなんですけれども、実際に事業をやっている方は白色でお父さんかお母さんの本当の零細で働いている事業者の方で、節税をするというような、それほどの利益を上げるという方は実際には数少ないでしょうね。

それに今例えば商売で言えば大型スーパーとか出てきて、まちのお父さんお母さんで、パパママ・ストアで一生懸命地域の人たちのために小売をされていてこうとされている方に、その家庭のお母さん、それから従業員が給料なしという状況というのは、やっぱりこれは今となっては廃止すべきだなと思います。

青色申告があるからいいじゃないかとおっしゃいますけれども、白色申告という制度はまだ現前にあるわけです。白色申告がなくなれば、それは話としてわかりますけれども、白色申告

という制度があるということはどういうことでしょうか。やっぱりまだ小さな零細で事業をやっている方は日本には数多くあるんです。そういう方たちに青色のように複式簿記できちっとつけなさいよというところまでは国はまだ求めてない。私は小売にかかわらず、これから日本はまだまだ1人ないしは家族で、ITも含めていろんな分野で零細、1人2人家族で事業をしていくという商売、事業はまだ存続すると思います。そういう方々のために白色申告でこれは残すべきだと。だけれども、56条はその役割は終わったと思いますので……。

〔発言する者あり〕

○4番（鳥居佳史君） 後で討論で言ってください。

ということで、私はこの56条の廃止を賛成します。

○議長（藤橋礼治君） 次に、反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 今木君。

○2番（今木啓一郎君） 議席番号2番 今木啓一郎です。

所得税法第56条の規定は、租税回避防止の観点から設けられたものと理解しております。同法57条において、事業に専従する親族に対する報酬に限っては要件を満たした場合には必要経費に算入することを認めている。なお、男女共同参画などの観点から鑑みれば、同規定の見直しを検討していく必要性を否定するものではないが、第56条の目的と第57条の関係を踏まえて慎重な検討が必要であると思う。

さらに、昨年末に閣議決定した第4次男女共同参画基本計画の税制検討について、検討には所得税法56条が含まれるとの財務大臣政務官の答弁や、56条は性別を問わず適用されているもので、女性の経済的自立を損なうとの指摘は当たらないと述べつつ、国内としては今後いろいろ検討させていただかなければならないとの財務大臣の表明もあります。つまり、この内容は国の所管に関する内容であり、国の所管事務事項の中で協議、検討すべきものと考え、地方で議論することは差し控えたほうがよいのではないかとの思いから、本請願について不採択と思います。以上、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 賛成討論を行わせていただきます。私は議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

昨年6月議会でしたか、庄田さんが言われました、私そこの傍聴席にもおりまして、その様子は聞かせていただきました。その席でも庄田議員が質問されておりましたね。そのことも私は拝聴をさせていただいております。

しかし、私は今度の市会議員選挙で当選させていただきまして、紹介議員になろうというふうに思いましたのは2つ理由があるんですね。その1つは、先ほども委員長報告の中でも触れられておりますけれども、その当時、ほぼ1年間でございますけれども、大きく状況が変わってきたというふうに思います。それは御承知だと思いますけれども、ことしの2016年2月にジュネーブで行われました国連女性差別撤廃委員会がこのような勧告を行っております。所得税法が自営業者や農業従事者の配偶者や家族の所得を必要経費と認めておらず、女性の経済的自立を妨げていることを懸念するという勧告がなされております。日本の政府もこれに参加をしております、したがってこの勧告に基づいて見直しを行うという義務を負っているというのが今現在の状況になっています。その点では昨年6月と大きく変わる、こういう状況だと思います。

それから、先ほど今木さんが言われましたけれども、昨年12月に第4次の女性共同参画というのが閣議決定をされていまして、この中身について国会で問われますと、所得税法の56条も検討の中身に入っているというふうに答弁されているんですね。したがって、これは全国でも今56条を廃止すべきだという決議がなされておりますけれども、数字を申し上げますと、1,741自治体のうち現在441自治体に広がっておるわけですね。ですから、私たちも瑞穂市議会としても意見書を提出することによって、所得税法56条の廃止ということをするべきだというふうに思いますので、紹介議員として意見書を求めるということで私も紹介にならせていただくことを思いました。それが理由のまず1つでございます。

それから、2つ目を申し上げたいと思います。それは何かといいますと、明らかに56条といいますのは個人の尊厳、あるいは両性の平等に反する差別的な税制だというふうに思います。これをこのままにしていけるということは、憲法が言うところの14条でありますけれども、14条がこう述べております。全ての国民は法のもとに平等であって、政治的、社会的またはその社会的関係において差別されない、これが憲法14条でありますけれども、明らかにこれが反するということだと思いますけれども、同時にこういう議論がございます。そうはいっても56条と57条は一体的なものだということを先ほどもおっしゃいましたけれども、私もそれは当然そういうふうに思いますね。

ですけれども、当時これは国会での答弁の内容を少し紹介させていただきますと、これは2009年3月の参議院の財政金融委員会での大臣の答弁であります。これはどういうことかといいますと、白色申告も昭和59年に記帳と資料の義務化、所得300万円以上でありますけれども、されており、記帳に対する義務化がなされておりますので、それに対する青色申告の特典なら人権にかかわることで、差別をするのではなくて別の特典を研究していただきたい、こういう質問に対して、当時の与謝野金融大臣でありますけれども、検討してみますというふうに回答されています。私はその後もこの記帳の義務化といいますのは、さらに強化をされていまして、

2014年1月からは全ての事業者に記帳が義務化をされております。したがって、まずははっきりさせなきゃならないと思いますのは、白色申告だからといって配偶者の働きを認めないということは、その根拠はないというふうなことがはっきり言えるのではないかなというふうに思います。同時に56条を廃止するということになりますと、57条の関係も出てきますよね。しかし、それは56条を廃止するかどうか、これが決定的な条件だというふうに思いますので、まず56条を廃止すべきだというふうにと考えるとございます。

以上で私の賛成討論とさせていただきますけど、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 次に、本件に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 議席番号10番 若井千尋でございます。

私も去年この案件が出てきたときに、請願が出てきたときに勉強させていただきまして、反対という形で討論させていただきましたので、今回も全く同じ内容であるがゆえに反対という立場で話をさせていただきます。

今るる賛成、反対の側からお話があったとおりでございますけど、私なりに昨年の自分の意見を見直しましてお話をさせていただきたいと思いますが、やはり現代社会において第56条だけを考えるときに正当な労働に対する対価、給料がありますが、この経費算入が認められていないという点については法の不備を感じるものでございます。ただし、労働対価のみを考えると、所得税法57条、青色申告制度により事業所得の計算上必要経費に算入が認められており、所得税法57条を用いることにより解消できると考えております。多くの議論がこのことに対して、同意見がたくさんというふうに見られました。所得税法57条の適用を受けるためには青色申告承認申請の提出が必要であり、記帳の義務化がされていますが、事業を行う以上は記帳をするということは当然であるというふうに考えます。記帳は、事業主の立場から考えると、各帳簿が税務調査の際に必要な提示しなければならないものと考えがちですが、自分自身が事業をしている以上、その裏づけということに関しては全く必要不可欠なものであると考えます。もしこれがそういうことでなければ、本当に恣意的なものを感じるわけでございます。また、先ほどから女性の自立、社会進出によりというような文言が出てきますけれども、以前と違って女性が事業主となっておられることも多く見られるわけでございますし、単に女性に不利益を与えるということは当てはまらないというふうに考えます。

結論的に所得税法57条にてほぼ空洞化されていると言われる、単に白色申告を選択される事業者の生計を一にしても、親族に対して支払われる労働対価の損金不算入の違法性のみで第56条の廃止を求めるのではなく、一つには記帳制度の普及推進を目的として数々の特典を設けている青色申告制度存続の必要性の有無、個人の事業所得に対する課税方法に多くの問題提起を

されており、56条と57条の整合性を初めとして広く論議されるべきだと考えます。

また、我が国の申告は自主申告制度であり、申告される側にも申告の根拠となる帳簿類の整理を初め申告制度の正しい理解と雇用の導入が必要であると考えます。よって、所得税法第56条の廃止を求める請願に対しては反対という立場で話をさせていただきました。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

委員長は賛成討論、反対討論できないんじゃないかとちょっとつぶやかれたように聞こえましたが、確認をさせていただきますので。

私は1年前の6月議会で紹介議員になって、同じことをしました。そのときも壁がやっぱりあったんですね。今回、自分の質疑や意見、討論は全くしないわけですが、聞いていてやっぱり壁はここだなと思いました。その壁は何かというと、青色ですればいいじゃないかと、これですね。青色ですれば問題ないわけだから何で青色でしないのかと、この壁が崩せなかったんです、自分が紹介議員のときも。今回聞いていてもそうだなと思いました。

これに対して、どういうふうにそういうふうに発言する方を説得できるかというのをずうっと考えているんですが、やっぱり閣議決定や国連が言っていることですね、それから執行部も資料の中で御用意いただいたんですけれども、この流れですね、税法の。これを見ているとこういうことに疎い私もちょっと考え方ができてきたのは、まず1年前にも学習してわかったんですが、課税の仕方というのは個人への流れなんですね。だから、家族単位で認めるというのは家族制度から来ていて、女性でも事業主になる人は多いですよ、確かに。多くはなっているけれど、依然として家族従業員である場合に配偶者は85万円までしか控除を認めないというんですけれども、圧倒的に配偶者は妻ですよ。夫が配偶者ではない。配偶者以外は50万しか認めないといっても、やっぱり子供とか、甥とかもいるかもしれませんが、子供ですよ。つまり女・子供というのは、家族制度の中で戸主の下に置かれているということのあらわれだと私は思います。

議員になってから、非常にそれまで勉強不足だったことをいろいろ勉強させていただきました。法律とか裁判、裁判でも今までの解釈と違った裁判結果が出ることが議員になって10年の間いろんな報道を聞きましたが、画期的な裁判結果、判決が出たというのは聞いていると、やっぱり物の考え方が民主的であり、イコール個人の価値を認める、人権を認めるという方向になっているんですね。ですから、この56条と57条のことを議論するときに、反対者の言い分を聞いていると必ず事務的なことなんです。事務的なことで青色申告すればいいじゃないとか、

白色だと単式簿記でもいいけれど、青色だと複式なければいけないとか。青色の中でも単式でもいいというのもあるんですけども、原則複式であるとか。事務的なことしか言わないというか。事務的なことであれば、多分政府も56条の廃止をしやすい、しているんじゃないかなと思う。ですから、法律というのはやっぱり思想というすごい大げさになっちゃって、何々主義になっちゃうので余り使いたくないんですが、個人を尊重するという考え方ですね、思想というよりは考え方。民主的な思想によって法律もそっちの方向に流れてきた、変化してきたと思います。というのが私が今得ている解釈です。

ですから、事務的なことで青色でいいじゃないか、何でしないのという反対理由と、賛成者の言い分は女性のとか家族制度じゃなくて個人ですね、配偶者とか子供とか。そういう人権を求めて物すごい遊離しちゃっているんですけど、多分法律をつくるときの、つくるときのですよ、国の考え方。それから、つくられちゃった後の個人の困った状態になる、被害をこうむるというのも単なる事務的なことだけではないんだなというのが、今私が手にしている結論です。

以上から、課税というのは個人へ個人へ、基本的人権の一つへの流れであろうと。国の閣議決定からいっても国連の勧告からいっても、そっちへ考え方をスライドさせていかないと、ちょっと56条の廃止は難しいなと。私はそちらへ考え方をスライドさせているので、56条は廃止すべきであるという結論を持っております。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 次に、本件に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決します。本案を原案のとおり採決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席ください。

賛成少数です。したがって、請願第1号所得税法第56条の廃止を求める請願は不採択と決定をいたしました。

日程第5 議案第47号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第5、議案第47号平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これよりこれについて、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） おはようございます。議席番号8番 森治久でございます。

これより議長のお許しをいただきましたので、平成28年第2回定例会総務委員会委員長報告をさせていただきます。

ただいま議題となりました1議案につきまして、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、6月20日の午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、政策企画監、会計管理者及び所管の部課長、また一般会計補正予算のため、当委員会所管以外の教育長、各部長、教育次長にも出席を求め、補足説明を受けた後、質疑・討論・採決を行いました。

それでは、審査した議案について、要点を絞って報告します。

付託された案件は1件で、議案第47号平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）について審査しました。

まず本案について、各常任委員会で所管部分の協議をした結果、文教厚生委員会協議会より意見があり、その件について執行部より説明を受けました。その後執行部から、補正予算書により本案に対する補足説明を受けた後、各委員から質疑、意見が発言されましたので要約して報告いたします。

文教厚生委員会の意見書について、なぜ穂積小学校区のみ子供緊急通報装置が7基設置されていたのかとの質疑に対し、国が全国47都道府県に1カ所ずつ緊急通報装置をモデル的に設置することを決定し、岐阜県内では瑞穂市が選ばれた。瑞穂市の中で穂積小学校区が選ばれた理由は、交通量が多く犯罪発生率が高いことが理由と思われるとの答弁がありました。

そして、市内全体では設置する予定はあるのかとの質疑に対し、市内にはほかに牛牧校区に安全サポートブザーが3基設置されている。また、抑止力があればほかの場所も検討する必要があるという意見もある。安全サポートブザーとは別の方法も検討したのかといった意見もあるが、今あるものを有効活用し、どこが危険な場所かPTAと相談して判断していきたいとの答弁がありました。

さらに、なぜ国からの払い下げが遅くなったのか、またこれを修繕するために補助金はないのかとの質疑に対し、今まで国からの払い下げは前例がなく、県から国への手続に時間がかかり、ことしの2月に払い下げを受けることができた。調査したが活用できる補助金はなかったとの答弁がありました。

教育費の賃金について、178万8,000円が計上されているが、当初予算の教育費の給料308万円で執行することはできないのかとの質疑に対し、教育費の給料は正規職員に支払い、補助職員には賃金で支払うので項目が異なるため執行できないとの答弁がありました。

ふるさと応援寄附金について、この寄附金の売り込み方法はどのような計画があるかとの質疑に対し、ことし3月からふるさと納税に関連したサイトでPR活動したり、ダイレクトメールを送っている。朝日大学、東海4県の郵便局、岐阜グランドボウル等でチラシの配布を行っているとの答弁がありました。また、寄附金がふえれば市の収益はふえるのかとの質疑に対し、約50%の収益があるので寄附をしてもらいたいとの答弁がありました。

瑞穂消防署訓練場の確保について、土地の購入方法はどのようにするのか。測量の費用を所有者の方をお願いした前例はあるのかとの質疑に対し、土地収用法での購入を検討している。測量の費用については市で負担しているとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。平成28年6月28日、総務委員会委員長 森 治久。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第47号平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第51号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第6、議案第51号瑞穂市教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それでは、追加提出議案について御説明させていただきます。

議案第51号瑞穂市教育委員会の委員の任命についてであります。

教育委員会の委員 河合和義氏の任期が7月4日に満了となることから、新たに森下伊三男氏を委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、1件の提出議案につきまして概要を御説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切な決定をいただきますようお願い申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前11時00分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第51号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより日程第6、議案第51号瑞穂市教育委員会の委員の任命についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

人事案件というのは大変難しく、大抵非常に迷います。議員になったころはほとんどはよく知らない方が上がってくるわけで、お会いしたこともない人。委員になったころは経歴とか学歴とかも一切資料がなかった中で、賛成か反対かと言われて大変戸惑って、現在では資料が出るようになりました。それでもよくわからない方に賛成してしまって、後で市民に責められたりしてほぞをかんだこともございますので慎重にならざるを得ません。

ということで、経歴、学歴、職歴、よくわかります。教育に対する高い知見があるだろうと、大学にお勤めでしたから。ということはわかりますが、教育は人なりと言いますから、経歴、学歴ではなく、決め手となった考え方とお人柄。お会いになったと思うんですね、多分。決める前に。それとも決めてからお会いになったのかちょっとわかりませんが、この方ならと思っ

たのが私たちに示されるように、書類だけではなくです。お会いになって考え方やお人柄も含めて、この方ならこれからの瑞穂市の教育にとって必要な方だという決め手というか、そういうところがきつとおありだったんだろうと思うので、そういうことをお聞かせいただけると積極的にじゃあと言って賛成できるかなと思って。考え方とお人柄の決め手みたいな、決める前にお会いになって、その辺を教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 私のほうからお答えさせていただきます。

実は何回も何回も私は縁がありましてお会いしておりますので、特に森下さんに対しまして私がこの方はすばらしいなと思ったことは、率直に申しまして障害のある生徒さん、そして障害のある方々に非常にひたむきな心を持っておっておられます。

それとあと1つ、教育実習、特にこれから朝日大学さんといろんな意味で教育実習するということも出てくるかもしれませんが、そういった教育実習の根幹をつくる、そういったことも一生懸命やられる方です。私としては現場のそういった雰囲気、それと同時に障害のある方々に対する思いやりといいますか、やっぱり横から見ていて伝わってくるものがありますので、私はその2点につきまして皆さんの前で自信を持って報告できるんじゃないかなと思っております。以上でよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

議案第51号の教育委員会の委員の任命でございますけれども、河合委員には2期8年ということで、大変お世話をいただいておりますけれども、任期満了ということで次の後任の人事が来ておるわけですが、これに至った経緯というのは御説明を願いたいと思いますけれど。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） お答えさせていただきます。

率直に河合さんのほうからじかにお電話がございました。2期8年、私はこういったことでちょうど任期でもあるから、これを機にぴしりとやめたいと。また、ずるずるとやっていくのも申しわけないから、2期8年、ちょうどいい数字ですし、自分なりに納得できた働きもできたからということで、ぜひとも次の人を探してくださいということで、河合さんのほうから申し出がございました。

以上、報告とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○１７番（松野藤四郎君） 河合委員は行政に詳しく、学校教育等にも非常に熱心で、この８年やってられました。

儀礼的に多分８年ですので切れ目がいいでやめると言われたのかもわかりませんが、任命権者である市長としてはぜひとも続けてやってほしいと、そういった言葉は述べられているのか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） そのことも申しました。

その上で河合さんのほうから、やはり２期８年、教育委員が一番それがいいんじゃないかということで、御自身のしっかりとした判断のもとに私のほうに、私が３期やったとしたら、そういった前例よりは私の２期８年、こういったことでやれば全ての方々が８年間一生懸命やろうという気持ちになっていただけるんじゃないかと。私はそういったいい意味での前例をつくりたいと、そのように御本人のほうから申し出がございました。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○１７番（松野藤四郎君） じゃあ、次に行きます。

全協の中で、教育長さんから森下さんを選任した理由について述べられております。学識経験者だと。住所は大垣ですけども、在勤は瑞穂市だという説明をされております。なおかつ市内の企業の幹部の方にもお話をしているという話ですね。

私は、この瑞穂市の中に教育者というのは非常に多いと思うんですね。学校の校長をやられたり、もっと上の方も見えるんですけども、そういった優秀な方が見える中で、企業の幹部とか大学の副学長ということで来たわけですけども、そういった検討はされたのか。市内のたくさんの優秀な教育者が見えるということですけど、市長のほうからお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 個人情報にも絡みますのでお答えできない部分も多少ございますが、お許しくださいます。

率直なことを申しまして、私たちも教育長と一緒に民間の方と申しますか、企業の方も含んで検討させていただきました。そして、また教育者の方、今回の森下さん以外の方も候補ということで検討させていただきました。かなりの数の方が一応頭の中にはございましたし、その後の検討の結果、森下さんをお願いしたいということに決めたわけでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○１７番（松野藤四郎君） 市長から今教育長の話があったんですけど、説明の中では学識経験

者の今の森下さんとある企業の幹部だと言われたんですから、じゃあ優秀な先生方がたくさん見えるであるならば、そのときにもそういうお話をしてもらおうとよかったというふうに思います。

それから、2年ぐらい前にも教育委員の任命の事案がありました。このときには執行部は非常勤だということであったんですけど、私の調べたところによると、本巢市では常勤の人がこちらへ来たということで、兼職ではないかという話があって、これは一つに流れたわけですけども、今回のこの件につきましては副学長であるということですので、多分優秀な方ですので多方面での自治体関係で何かお仕事をしているんじゃないかというふうに考えられますけれども、そういったことは調査をされておるでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 私たちの調べられる範囲では、かなりの時間をかけて調べました。その結果が、せんだって皆様方のほうに御報告申し上げた略歴になっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 確かに調べてみえるわけですね。確認しますが、いいですね。

兼職禁止にひっかかりますので、よろしいですか。調べてありますね。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） しっかり賜っておりますので、そういったところはまず大丈夫だと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 松野さん、よろしゅうございますか。

○17番（松野藤四郎君） はい。

○議長（藤橋礼治君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決いたします。

瑞穂市教育委員会の委員に森下伊三男君を任命することに同意する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第51号は同意することに決定をいたしました。

日程第7 発議第3号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第7、発議第3号待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

10番 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 議席番号10番、公明党の若井千尋です。

ただいま藤橋議長より発言のお許しをいただきましたので、意見書を提出させていただきます。清水治議員、若園五朗議員の御賛同をいただきまして、待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

政府は「待機児童解消加速化プラン」に基づき、保育所等の受け入れ児童数の拡大や保育士の処遇改善などに取り組んできたところだが、依然として2万人を超える待機児童が存在する。

また、待機児童は主に大都市を有する都道府県に多く存在することから、問題解決のためには、地域の実情や利用者の視点に立ったきめ細かな支援策が重要である。

こうした観点から、保育人材を確保するための処遇改善など総合的な取り組みを推進するとともに、待機児童の多い地域においては即効性ある受け皿の確保などを集中的に講ずることも必要である。

よって政府においては、必要な予算の確保も含め、早急に待機児童の解消を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

1. 待機児童解消のため、企業主導型保育を強力に推進するとともに、「待機児童解消加速化プラン」を着実に実施すること。また、子ども・子育て支援新制度を利用者目線で総点検し、実態に応じた公定価格の実現を図ること。

2. 多様な保育ニーズと保育施設とのマッチングを行う「保育コンシェルジュ」について、利用者の視点に立った機能強化を推進すること。

3. 資材等の高騰等を考慮し、賃料を含め借地料支援の強化を図るとともに、賃借物件について大規模修繕の場合の補助を検討すること。

4. 恒久財源を確保した上で保育士の賃金引き上げやキャリアアップ支援など、保育士のさらなる処遇改善を検討すること。また、短時間正社員制度の推進や育児休業取得の推進など、保育士が働きやすい環境整備にも取り組むこと。

なお、提出先は、安倍晋三内閣総理大臣、塩崎恭久厚生労働大臣、加藤勝信内閣府特命担当

大臣でございます。

地方自治法の第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定によって提出いたします。

以上、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りいたします。発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

今ございました趣旨説明に対して質問を3点行いたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

まず1点目でありますけれども、私は一般質問でも瑞穂市が県下で唯一の待機児童を抱える、こういう瑞穂市になっておるわけでありましてけれども、この点でなぜ瑞穂市で待機児童が生まれる、またはこの問題がなかなか解決できないのかと。この問題についてどのようにお考えなのかと、この点についてお伺いしたい。これがまず1点目です。

私は瑞穂市で待機児童がなかなか解決できない問題、これは2つあるというふうに思います。1つは、そもそも保育所の整備が進んでいかない。これがまず1つ目であります。それから、2つ目は保育士の待遇の問題もございます。保育士の待遇云々の問題については、私は一般職員の方と同じだということを答弁でもお聞きしましたがけれども、今保育士の待遇の改善を図っていくということは非常に大事ではないかな。もちろん一般職員の皆さんの待遇改善を図ることも大事だと思うわけですが、とりわけ待機児童を解消するという点では保育士の皆さんの待遇の改善が緊急に必要なというふうに思うわけであります。

そこで、私は保育所の整備がなぜ進まないのかということで申し上げますと、これは国が保育所の運営費の国庫の負担の割合をこの間どんどん引き下げてまいりました。また、2004年ですけれども、公立保育所の建設費、運営費を廃止して一般財源化をしてしまったわけですね。こうして保育所の建設費、運営費については自治体の財政に負担を押しつけてきたと。このことが保育所の整備が進まない、とりわけこの瑞穂市でいいますと3歳未満児の受け入れがつかれていかない。その大きな要因になっていることは明らかだというふうに思うわけですね。今、

政府はこういう対策のために、例えば安心こども基金というのが創設をされておりますけれども、しかし、これも公立保育所は対象になっておりません。1年ごとの措置で先の見通しが立てられないという問題もありますけれども、常にこの問題については自治体からも公立保育所の改修、建てかえ、新設も対象にする、こういう要望も出されているところなんですね。ですから、私がこの瑞穂市の現実を踏まえますと、やはり自治体が公立保育所の建設が進められるように、公立保育所に対する国の財政、支援制度を創設して活用する。このことなしには瑞穂市の待機児童を解消していけないというふうに思うわけでありましてけれども、その点でこの意見書を提案された若井さんですけれども、現在この瑞穂市の待機児童の進まない要因についてはどのようにお考えなのか、まずこの1点お伺いしたいと思います。

2つ目であります。私は今の政府のやっておられる方向といいますのは、保育の質を確保すると、私はこういうことも明確にしなければならない。その点でお伺いしたいというふうに思います。意見書の第1項目めですけれども、このように述べられております。企業主導型の保育を強力に推進するというふうに述べられておりますけれども、果たしてこれによって保育の質が確保されるのかどうか、お答えをしていただきたいのが2つ目の質問でございます。

最後に3つ目でございます。意見書の4項目めにありますけれども、恒久財源を確保した上で保育士の賃金の引き上げなど検討するということを求められております。恒久財源とは、恐らく消費税の10%の増税ではないかなと思うんですね。もし違うんならば違うというふうにお答えをしていただきたい。私は消費税10%の増税でもってこれを財源とするということになりますと、これは今保育士の待遇の改善というのは待ったなしだと思うんですね。これを1年半後に先送りするというのではなくて、実際に瑞穂市でも待機児童を解消するためには真っ先に解決しなければならないという問題になっているわけですので、消費税の増税でもってこれを財源とするというやり方では解決していかない。後回し、先送りにするのではないかなというふうに思うんですね。ですから、1年半後のことでは緊急策にはならないと思うんです。ですから、質問させていただきたいのは、まず恒久財源とは何かということです。もしこれが消費税の問題であるんならば、果たして緊急対策になり得るのかという点について御質問したいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 議席番号10番 若井千尋でございます。

ただいま小川議員のほうから御質問いただきましたので、私なりに考えるところの説明をさせていただきますというふうに思います。

質問が3点ということでお受けしたことは記憶にあるんですけど、少しずつ微妙に質問の内容が変わられたような気がしたもんですから、間違っていたらまた御訂正していただきたいと思いますが、まずこの意見書の性質上、やはりこれは冒頭でお話ししましたように、待機児童

解消加速化プランというのが政府で発表されましたが、これがなかなか進んでおらないという現状に対して、この内容にさらに肉づけをさせていただいて、今お話しさせていただいたようなことをつけ加えさせていただいて、対応を国に対して意見という形で瑞穂市議会に出させていただきたいというふうに考えて提出させていただいたわけですが、基本的には先ほどの最後の恒久財源のことは少し後にしますが、それ以外は小川議員のおっしゃるとおりだというふうに思います。瑞穂市でなぜ待機児童の解消が進まないのかということに関しては、やはりいろいろ執行部も答弁されておりました。私だけの認識しておる範囲とはもっともっと深いことであろうかと思えますけど、いずれにしても人口が伸びておるまちであるということも要因でありますし、またこの年度末、また年度初め等に異動が多いということも非常に待機児童の数がかみづらいことであろうかというふうに思いますが、なぜ瑞穂市だけがこういうふうになるかと言われると、私はしっかりとした答えは持っておりませんが、現実がそういうことがありますので、国に対して緊急の対策をお願いしたいということを求めているわけでございます。

2番目の企業主導型保育ということに関しては、けさほどもちょっとテレビでやっていたんですけど、やはり子育て世代の若いお母様たちが仕事をされることにおいて、その職場で子供を見られるような状態ができれば、公的な保育所の整備が追いつかない状況であっても解消されていけるのではないかなというふうに見ておりましたが、その質はどうなのかということであれば、それも含めて意見書の中で出させていただきましたが、言葉が足りないことであろうかと思えますけれども、2番のような多様な保育ニーズと保育施設のマッチングを行う保育コンシェルジュというのは、やはりきめ細かなサービスを求めている仕事ということで、そういうことを利用者の視点で立った機能の強化を図っていく、このことも求めているというふうに御理解いただきたいと思います。

3番目の恒久的財源ということに関しては、これは政府が3党合意で消費増税という形で、この消費増税は小川さんの立場からすれば消費増税反対ということであっておられますので理解はするんですけど、これは社会保障の財源をしっかりと確保していくという意味で、子育てに限らず、医療、年金、介護、そういったことに対しての恒久的な財源を確保するということが消費増税をお願いしたわけですが、今お話があったように、緊急に要する待機児童に関して恒久財源は何かということであれば、それは消費増税のことも視野にあったと思いますが、今御指摘あったようにそこだけを待っていたら、やはり財源が確保できないことがありますので、政府においてはそのほかにもしっかりと施策の中で財源を確保していただきたいということを要望しておるというふうに自分では認識しております。十分なお答えになったかわかりませんが、今御質問あったことに対しては自分なりの考えを述べさせていただきました。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ありがとうございます。

2つだけ私が気になることがありましたので発言をさせていただきたいと思いますが、よく聞かれますのは、瑞穂市は人口がふえたと、若い人がふえたと。だから、待機児童が生まれるのは仕方がないというようなニュアンスで言われるのは、やっぱりそれはちょっといかんことやないかなと思うんですね。

なぜかといいますと、極端に言いますと、誤解がないように思うんですけども、子供が生まれた若いお父さん、お母さん方にこの話を聞きますと、これは子供を産んで悪かったんだねと。瑞穂市では子供を産んで悪かったんだねということにもなってしまうのではないかなと思うんですね。ですから、本来保育に欠ける、こういうふうなお子さんについては、きちっと保育の体制をとって保育を行う、これが国や、また行政の責務だと、公的責任だと思うんですね。その際に、私は先ほども申し上げましたけれども、国の責任というのは大変大きいと思います。ですから、やっぱり瑞穂市の待機児童をどう解決するかという問題を考える際にも、このような意見書を出されておりますけれども、国の公的責任というものが今の待機児童をつくり出していく一番の大もとになっているというふうに思いますので、これはまたぜひ引き続き論議をしていきたいなというふうに思います。

2つ目ですけど、先ほど企業の主導型の保育を強力に推進するということについての御説明がありました。これは安倍内閣がそういった企業型のものを進めるということで、こういうふうなことを打ち出しておるんですね。2年間で10万人、5年で40万人の保育の受け皿の整備を打ち出しておられます。しかし、その中身といいますのは、株式会社の参入で待機児童ゼロを実現したと報道されておる横浜市をモデルにされたものなんですね。これを全国に広めようということなんですね。この横浜市と、それから瑞穂市では余りにも状況が違う。ですので、やっぱりそこは瑞穂市の現状、あるいは瑞穂市がなぜ待機児童が生まれて解決できないかと。そこをしっかりと議論して、今後もやっていくことが必要ではないかなというふうに思います。その意見を申し上げまして、お答えは結構ですので、よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

発議者が若井千尋議員、賛成者が清水治議員と若園五朗さんです。自公なわけですが、お聞きしたいことは、今、小川理議員の質疑の中身とほぼ一緒です。待機児童解消に向けて緊急的な対応を政府に求める意見書ですね。求めるのは当然ですが、待機児童がふえた、国とし

てふえた。それから、瑞穂市としてふえたのは多少違うわけですね、理由が。瑞穂市は人口増で県内トップの待機児童になってしまった。簡単に言うと確かにそうです。国としては少子化ですので、子供の人口がふえているわけじゃないわけですね。ですけれども、保育士の待遇が、これは私立も含めてですが、改善されなかったことと。今、小川理議員が述べられましたように、公立に対する補助を、建設補助金を減らしてきた。今ちょっとふやしているんじゃないですかね。減らしてきた経緯がありますね。

一般質問のときも私が述べたと思いますが、瑞穂市の待機児童というか、保育に関して二転三転した教育委員会。瑞穂市の保育は教育委員会へ今行っちゃっていますので教育委員会になるわけですが、二転三転した。幼稚園は保育じゃなくて正確には教育ですが、幼児としますね。幼児とすれば、幼稚園の民営化とか、それから大規模な民間保育事業所の誘致とか、そういう二転三転してきたときに私が執行部に公立保育所の建てかえが10年前から課題になっているわけですから、それをやるべきだと言ったときの答弁が公立は補助金が少ないんですよと、これははっきり言われました。今政府は民間、私立と、それから企業主導型になっちゃっていますから、瑞穂市も公立を建てかえたり、やっていく方向ではなく、民間事業所を誘致したり、企業への働きかけをしたいという答弁をはっきり受けています。

しかし、10年たってみると、失われた10年と私は言いますが、やっぱり公立でやるよりしょうがないと。そして、その中には瑞穂市の保育の質は非常に高いと。これを高田教育次長さんをはっきり言われましたね。1年ぐらい前ですかね。これを守るといいうことあるといいうことで、公立保育所をやっていくというふうによりやく落ちついたといいうか、そこへ戻ってきたといいう感じです。といいうことは若井さんも御存じだと思うんですね。ですから、ここの1に待機児童解消のため企業主導型保育を強力に推進するとともにですけれども、今私が申し上げましたように、国がここ10年公立の保育に対する補助金を減らしてきたことに対して、ちゃんとやってほしいという文言が見えませんで、そして今私たち議員がやっている瑞穂市の現状といいうのは、確かに国のそういう方針に非常に左右されて、ほかにも理由はありますけど、それは今は述べません。国のそうした方針に左右されて公立をおろそかにしてきたといいう10年の経緯があるわけですね。これについてどう思われているかをちょっとお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 議席番号10番 若井千尋でございます。

今、くまがい議員がおっしゃる、まず1点、企業主導型保育事業の積極的展開といいうのは、私どもが思っておるのは企業主導型保育事業の積極的展開といいうのは、この4月から新たに創設されることが予定されている企業主導型保育事業所、事業所内の保育を主軸とした新規の保育事業の積極的活用を図るといいうものでございます。要するに民間が主導してくるといいうこと

ではなくて、多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援するための仕組みであるということがつけ加えておりますし、そういうことを民間が参入してくるということではなくて、市町村の今の部分に足りないところをこういったところで補っていくというふうに私は解釈しておりました。

瑞穂市が今おっしゃったように、人口がふえておるから待機児童がふえておるというだけで解釈をしておるわけではないと思いますし、瑞穂市における待機児童の問題は瑞穂市でしっかり議論をしていけばいいというふうに思いますが、当然意見書でございますので、県下的に瑞穂市がどうしても待機児童という数字が出る。実は当然こういった意見書を出させていただく上において、今回いろいろお知恵をおかりしたんですけれども、例えば県内において保育所に入れるんだけど希望のところに入れなかったような隠れ待機児童というような数字がある地域にはあるそうでございます。ですから、この意見書をこの内容どおりでしっかりと自分なりに文言を考えさせていただいた上で、もちろん相談もしましたが、その上で先ほど言ったように瑞穂市独自の問題、瑞穂市ならではの問題というのは、先ほどお話ししましたようにしっかりと議論していくのは当然でございますし、さらにこの瑞穂市の現状、待機児童が毎年、先ほどお話ししましたように年度末、また年始に出るということに関して、国としての施策がやはり重要であるというふうに考えておりますので、国としてしっかり施策を打ってほしいという、そのことに対しての意見書でございます。ですから、最後のくまがい議員の質問をちょっと的外れたかもしれませんが、ただどうしても企業主導型ということに関して、民間ではないというふうに思いますし、ただ自分の記憶の中ではこのまちは公的な部分だけではなく、民間の力をかりるというところに民間の参入を拒んだ経緯もあるのも事実だというふうに思いますので、やはりこれだけの人口がふえていく中において、反対とか賛成とかそういうことじゃなくて、本当に皆さんと一緒にこの問題を解決していきたい。さらにこの内容で国に対しての意見を出させていただくということで御理解していただければというふうに思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 企業主導型保育は確かにそうです。企業内です。これは前からちょっとありましたけど。民間事業所プラス企業内保育を進めていて、そして企業主導型保育をさらに進めるという意味ですね。私の言葉足らずでした。

瑞穂市としては、幼稚園の民営化と大規模の民間保育事業所の誘致のときのやりとりの中で、これ私のブログの中にきちんと残っていますが、執行部、教育委員会は瑞穂市の子供人口の増を見込んだしっかりとした保育事業の計画を立ててこなかったと、はっきり答弁しています。残っています。たしか2年か4年ぐらい前の、ちょっとこの間も読み直していたのでありまし

たけど。

ですから、私たち議員として瑞穂市の待機児童というのは、人口増は予想されていたわけですからね。人口予測は全部出ているわけですから。それをもとにきちんとした待機児童対策、保育事業対策、計画を今度は振興計画をきちんと立てると。これは保育も入るのかどうかはちょっとわかりませんが、立てるということになったということは、立ててこなかったという瑞穂市に対して私たち議員はやっぱりそれは迫るべきだったと思うものですから、ただ国に求めても国は企業内とか民間事業所をふやすという方向ですので、ちょっと公立へももっと、最近ちょっと変わってきましたけど、公立保育所の支援もやるべきだということももうちょっと必要かなと思いました。

さっき、今ここでは述べませんということについてちょこっと触れますが、大型民間保育事業所を瑞穂市が参入を拒んだ経緯があるということをちらっとおっしゃいましたが、それは拒んだのは2つあって、若井議員がそうやっておっしゃるのでちょっと触れたほうがいいかなと思って申し上げますが、一つは公立を大事にしてみたいと。瑞穂市は非常にいい保育をしてきたので、その思いをそのとき述べたのと、もう1つはここでは述べませんと言ったことでしたが、やっぱり補助金をめぐっての話があったので、あれはこの議会で全員が反対をたしかしましたよね。全会一致で補助金の、補正だったか当初予算だったか、たしか当初予算だと思うんですね。4億円という、国が2億で瑞穂市が2億。これは皆さんが一致して否決しましたね。若井議員も否決したはず。事業主の方も傍聴に来てみえましたね、大勢。傍聴席の左半分は事業所の方たちが席を占めたという経緯がございます。若井議員もそれは反対なさったはずです。ということで、言葉としては民間の参入を拒んだ瑞穂市の経緯があるという言葉でしたが、それはそういう経緯がありましたので、全会一致じゃなかったですかね。多数でしたかね。ごめんなさい、間違えているかもしれません。結論としては、反対多数でした、とにかく。反対多数で否決でした。言い直します。反対多数で否決されたという経緯がございますので、あながち瑞穂市が拒んできたじゃないかという言い方だけはちょっと通らないかなと、そのことを申し上げておきます。答弁は結構です。以上。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番 鳥居佳史です。

基本的にこの意見書の内容については賛成の立場ですけれども、言いたいことはなかなか国が法制度を整備して、自治体がそれに基づいて運営するまでに時間がかかり過ぎます。ですから、一番大事なのは瑞穂市でいかに早急に待機児童を減らすかという、その部分では皆さん一致していると思いますので、次の9月議会等で行政さんも含めて瑞穂市の待機児童を速やかに

なくすということを進めていただきたいなという要望的な意見です。失礼しました。

○議長（藤橋礼治君） 答弁はいいですか。

○4 番（鳥居佳史君） はい。

○議長（藤橋礼治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決いたします。

発議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席ください。

起立多数でございます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第8 発議第4号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第8、発議第4号「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書を議題にいたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

5 番 小川理君。

○5 番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

お手元に配付のとおり、「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書について趣旨説明を行います。

配付されておりますので、文言を読み上げて提案にかえさせていただきます。

2015年9月19日に参議院で強行採決をされ成立をした平和安全保障関連法は、憲法が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、憲法違反であることは明らかなです。したがって、平和安全の名にもかかわらず、その内容は紛れもなく戦争法です。また、憲法解釈を180度覆した閣議決定に基づく違憲の立法は、内閣と国会による立憲主義の否定であり、断じて認めることはできません。この戦争法が発動されれば、日本は海外で戦争する国になり、自衛隊は海外で殺し殺されることになり、日本自体が海外で武力行使の当事者になって、平和安全とは全く逆の事態を招くことになります。

戦争法に対しては、国会審議の段階で憲法専門家を初めさまざまな分野の方から反対の声が上がり、世論調査でも8割が政府の説明は不十分と答えていました。全国の人々の強い反対の

声を国会内の多数の力で踏みにじった採決は、憲法の平和主義と民主主義、立憲主義を壊す暴挙であり、平和安全保障関連法は全く正当性を欠くものであります。

以上の趣旨から平和安全保障関連法は速やかに廃止されるよう強く要請をします。

1. 戦争法である平和安全保障関連法を速やかに廃止をすること。

提出先、内閣総理大臣 安倍晋三殿、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿。

この意見書は、地方自治法第99条の規定に基づく議案ですけれども、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条第1項の規定によって提出をいたします。以上であります。

○議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りをいたします。発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 議席番号9番 庄田昭人でございます。

「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書について、質疑をさせていただきます。

先ほど説明をされたこの文書、本当に一つずつ言葉を精査しながら、どういうことだということをお伺いしたい。私としてはなかなかこれは理解できるものではないところではありますが、大きな時間をとってはいけない、もしくは簡単に説明をしていただきたい部分については、この大前提である憲法が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、憲法違反であることは明らかであるといった1点について、この部分についてきちっと御説明を、明らかとなる部分について説明をお願いしたい。

さらにこの言葉の中の部分については、日本は海外で戦争する国となる、また武力紛争の当事者となってといった言葉については、この内容の部分については少し省かせていただきますが、憲法違反であるといったところについては御説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） それでは、お答えをしたいというふうに思います。

まず、憲法9条に違反しておると。特にこのことを言っているわけですがけれども、憲法9条をお読みなっただと思いますけれども、第1項、日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決

する手段としては、永久に放棄する、これが第1項なんですね。これに明らかに私は、安倍内閣の強行した平和安全保障関連法は違反しているということを申し上げたいというふうに思います。

特に安倍内閣は、昨年の7月ですけれども、集団的自衛権の閣議決定を行いました。これはどのような決定かといいますと、これまで64年にわたって自民党の政府が憲法9条の解釈をしてきました。どういうことかといいますと、憲法9条のもとでは個別的自衛権は認められるけれども、集団的自衛権は認められないんだと、このことを繰り返し一貫して主張してきたわけですね。これが政府としての9条に対する憲法解釈でありました。ところが、安倍内閣はこれを180度ひっくり返してしまったことは御承知のとおりだと思いますね。限定的だということを言われるんですけれども、しかしながら集団的自衛権は認められるんだということを閣議決定したのが安倍内閣でございます。したがって、この集団的自衛権といいますのは明らかに海外で武力行使を認めるものでありますから憲法違反でありますし、しかも重大なことは、私これはどうしてもやっぱり廃止しなければならないと思うわけですけど、立憲主義を否定するものだというふうに思うんですね。立憲主義とはどういうものかといいますと、時の政権がいかにか多数を握っておっても、憲法の枠の中でしか政治はやれないんだ、これが立憲主義なんですね。これが憲法に対する基本的な考え方の土台であります。これを壊してしまったわけですね。ですから、これは明らかに憲法違反というだけではなくて、立憲主義を否定するものだ。こういうものは廃止としなければならないというふうに思います。

それから、集団的自衛権とは何かということも私改めてここでお話しさせていただかなければならないというふうに思いましたけれども、集団的自衛権といいますのは自分の国が攻撃をされていないにもかかわらず、アメリカが攻撃をされたら自分の国に攻撃されたとみなして、つまり同盟国が攻撃をされたら自衛隊が武力行使を行う、これが集団的自衛権ですけれども、これを容認いたしました。その仕組みが安全保障関連法の中には幾つも幾つも盛り込まれております。ですから、この集団的自衛権は憲法にも違反しますし、先ほど申し上げましたが、立憲主義を壊す大変重大なものでありますので、このままにしておくわけにはまいりません。ですから、廃止を求める意見書を提出いたしました。以上であります。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田君。

○9番（庄田昭人君） 集団的自衛権のことについて言われましたが、この平和安全保障関連法というものは、それぞれの多くの法律が関連されております。全ての法律を全て廃止するのかということではありますが、先ほども説明があったように、集団的自衛権だけで法律違反だということではないと思いますが、またその法律に関して、集団的自衛権に関しての今言われた戦争法だといったようなふうになるのはごく一部であるのではないのでしょうか。

そうすると、その一部を議論するものであり、廃止する意見ということに関しては、ほかのものに対してさらに戦争法である平和安全保障関連法を全て廃止するのか、またお伺いをさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○５番（小川 理君） お答えをいたします。

私が集团的自衛権のことについて申し上げましたけれども、安全保障関連法におけるどこが問題なのかと、特に核心部分はここだということで申し上げをいたしました。

じゃあ集团的自衛権以外に問題はないのかというと、そういうわけではないですね。この戦争法が実際に強行されますと、戦後初めて自衛隊が海外で殺し、また殺されるという事態になる危険が現実のものになるのではないかなというふうに思います。例えば今南スーダンにPKOが、自衛隊が派遣をされておりますけれども、それに対する自衛隊の任務を拡大する、ということまで検討されていますよね。そのとき実際に武力行使になる可能性が高まるわけですので、これも憲法が禁じる武力行使に当たる、こういう危険性が高まるというふうに思います。

それから、今イラクやシリアでの過激派組織ISというのがありますね。これに対する武力攻撃が行われていますけれども、これに対して自衛隊が参加するのかもしれないのか。こういうことを国会で問われますと、このように答弁がされています。戦争法ができれば法律上はそれは可能だと。しかし、可能であるけれども、安倍政権のもとではやりませんという話なんですよ。しかし、それはやらないという判断は、その時々状況によって変わることがあります。重大なのは戦争法が、つまりこの安全保障関連法が実際に発効されましたけれども、これが成立をした段階ではISに対する、他国テロと一緒にやって攻撃をする、こういうことも可能になるということを答弁したわけですね。私、これは本当に危険なものだというふうに思います。なぜなら、テロといいますのはそうしたテロに対する武力攻撃でなくなるわけではないというふうに思うんですね。もともとテロがこれほどまでに深刻になったのは、テロに対して武力で攻撃をする、この悪循環が一番の大もとになると思うんですね。ですから、私はそういう点でいっても一般の市民を巻き添えにするような、今行われておるようなISの攻撃のような、それに日本の自衛隊が参加することになるような、また可能になるような安全保障関連法は私は絶対に認めるわけにいかないと、こういうことで提案させていただいたところです。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田君。

○９番（庄田昭人君） 平和安全法制ということで、今大切なのは世界各国でより強固となるそれぞれの力を武力ではなく、人として安全・安心な暮らしとして世界各国で抑止力を持つことが必要ではないかというふうに考えますが、その世界各国の中でミサイルをこちらに撃ちたい、

そのまま準備をしているような国がそばにいる現状の中で、この抑止力を持つことに関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 小川君。

○5番（小川 理君） お答えをしたいというふうに思います。

今少し言われたんですけども、恐らく具体的には北朝鮮のことじゃないかなと思いますね。違いますか。北朝鮮は数々の蛮行を行っておりますけれども、これはやはり私たち誰が見ても国際法、国連決議に反する許せない行為だというふうに思うんですね。

しかし、安倍内閣はこの北朝鮮という野蛮な国、危険な国があるから集団的自衛権の行使が必要だということを国会でも言っていますし、そういう立場ですね。北朝鮮を許さないためにも、ああいう蛮行を許さないために集団的自衛権は必要と言われるんですけども、しかし集団的自衛権というのは、先ほども申し上げましたけれども、自分の国が攻撃されていないにもかかわらず、北朝鮮が武力行使したことについて北朝鮮に先制攻撃を加える、理屈的にはこういうことになるんですね。

例えばアメリカの艦船が北朝鮮から攻撃を受けたときに、安倍首相はよく言われます。アメリカが攻撃されたときにほかっておけるのか。だから、集団的自衛権は必要だというふうに言われるんですけども、私は自分の国が攻撃されていないのに他国を攻撃した場合には、他国から見てみますとまさに先制攻撃を加えたということになると思うんですね。こういうことをやればやるほど、まさに泥沼。解決できない。

具体的なことで申し上げますと、北朝鮮の場合には6カ国協議というのがございます。これは北朝鮮も含むところで、こういったテーブルが実際にはあるわけですので、ここへ北朝鮮が来て話し合いをする、話し合いでもって解決をする。これが私は特に日本の場合には、憲法9条を持った国というのは当然のことじゃないかな。武力でもって抑止力を高めるというのは、戦争への危険をますます高めてしまう、悪循環をもたらす、こういうものしかないというふうに思うんですね。よって、この戦争法は、安保法制は、関連法は廃止をすべきだということを申し上げたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 議席番号10番 若井千尋でございます。

「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書に対して質疑をさせていただきます。

まず、冒頭に2015年9月19日に参議院において強行採決により成立と記されておりますが、強行採決とは何をもって強行採決と言われるのかお聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○５番（小川 理君） それでは、お答えをします。

私はテレビを見ておりました。若井さんは見ておられませんでしたかね。まさに異常な事態ですね。混乱の中で採決が行われて、私は現場におったわけではないんですけれども、あそこで何が行われたかという、まさに強行採決以外にない。もっと言いますと、採決そのものが行われたかどうか、議事録にも載っていません。普通私たち議会は議事録がつくられますけれども、採決を行ったという議事録すら確認ができない。こういうものが強行採決以外にないということをお答えしたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○１０番（若井千尋君） そもそも強行採決というような言葉自体がないわけでございますけれども、じゃあ次にお伺いしますけど、これ衆参両院で何時間議論されたというふうに認識しておられますか。

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○５番（小川 理君） 100時間を超えると、こういうふうな議論がされたものではないかと。正確ではありませんけれども、そのように思っておりますけれども。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○１０番（若井千尋君） 2015年9月18日付の日本経済新聞では、衆参両院で216時間の審議がされたと。これは国会に記録が残る戦後の安保法制の法案審議では最長であったというふうに書いております。

私、この強行採決という１点だけはお聞きしたわけでございますけれども、例えば論点が出尽くし、それに対してそれなりの時間を審議すれば、次は採決されていかれるのは当然のことだというふうに認識しております。ですから、戦後最長の審議を尽くした結果、あの国会での場面だけを見ておると、いかにも本当に国会が紛糾しておるようなことがあったわけでございますけど、それはそれで今お話ししましたように時間を費やして、代案も出てこずに、審議をした結果、採決という形をとらざるを得ないというのは、今は民主主義の部分に関しては当然のことだというふうに思いますが、それに対して強行採決であったというふうに文言を書くのはいかがなものかというふうにお聞きしたわけです。

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○５番（小川 理君） では、お答えをいたします。

論点が出し尽くされたと、これはそうではないというふうに思うんですね。私はテレビを見ておったわけですが、この法案に対する審査会が行われまして、それぞれの自民党の参考人、あるいは民主党、こういう参考人が出てまいりました。出ておられた自民党の参考人、

この人はどういう発言をされたかといいますと、明らかに憲法違反だと。自民党の推薦した参考人がそういうふうに述べられたことは御承知ではないかなというふうに思うんですね。御承知のとおり、改めて言うまでもありませんけれども、歴代の内閣法制長官も憲法違反だと。それから、元最高裁の長官も憲法違反だと。それに対して安倍さんは、いや憲法違反ではないという憲法学者もおるといふふうに言われましたけれども、しかしそれはほんの一握り。圧倒的に憲法学者は憲法違反だというふうに言っておられるわけですね。

しかも世論調査を見てみますと、先ほども意見書の中で述べておりますけれども、世論調査を見てみましても十分に説明されていないということに対して、そういう質問に対して、多くの国民がされていないというふうに答えておられるのは、これも事実のことだと思いますね。したがって、これで論点が出尽くしておるといふことはどのような根拠を持って言われるのか、私はちょっと不思議な感じがしますが、このような中でまだまだ議論も尽くされていない中で強行採決が行われたということは明らかというふうに思いますので、以上でもって答弁させていただきます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） それでは、ただいま提出者の趣旨説明、また質疑応答を伺っていただきましたが、前回1年前にもこちらの採決がされて、成立する前にもこのような意見書が出されました。

その折にも申し上げましたが、今まさしく質疑応答されたとおりで、しっかりと国民の民意を経て、負託を受けて、国会で決まったことではありましたが、その民意が、ただいまも提出者、小川議員がおっしゃられましたが、多くのその当時8割の方がやはりしっかりとした説明がなされないままに成立されたのではないかと。また、議論がしっかりとし尽くされていないのではないかとという中で進められたことであるというのは、やはり世論調査がその当時で8割の方がそのような感じ方をされておった。また、今現在でも5割以上の方がこの案件に対してはまだまだしっかりと議論を継続してすべきではないかという中であったならば、やはり成立されたということはしっかりと尊重するべきではあると思いますが、今後参議院の選挙も国政が行われております。国民の民意をしっかりと聞く中で、もう一度最高機関である国会で審議されてこそ、初めて決定することかと思い、今の現段階では賛成も反対も私の判断の中ではできないというのが現状でありますので、退出をさせていただきたいと思います。以上でござい

ます。

〔8 番 森治久君 退場〕

○議長（藤橋礼治君） これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7 番（若園正博君） 議席番号 7 番 若園正博でございます。

ただいまの平和安全保障関連の廃止につきまして、反対意見を述べさせていただきます。

これは日本として国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、同盟国を初め関係国との連携をとりながら、地域及び国際社会の平和と安全にこれまで以上に積極的に寄与していかなければならないという立場から国際安全保障の基本理念に基づくものでございます。

平和安全保障につきましては、安保理法案の 6 つの事態を構えております。それをまだ今後とも精査しなくてはならないと思いますが、決して戦争法案ということは考えておりませんので、この意見に対して反対の意見を述べさせていただきました。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4 番（鳥居佳史君） 議席番号 4 番 鳥居佳史です。

憲法違反という視点について、私も憲法違反だと思います。第 9 条 1 項に、国際紛争を解決するためのいかなる武力も行使しない。個別的自衛権については日本国内でいろいろ議論されて、個別的自衛権についてはやっぱりこれはそうは言っているけれども、自分を守るのは国際紛争を解決する、その文脈には該当しないということで、個別的自衛権、自分の国を守ることについては内閣法制局も全て一応認めていると。集団的自衛権というのは、明らかにここから枠を出るんです。同盟国が攻められていたら、日本国も第三国へ行ってともに戦うということなんです。憲法の 9 条に違反していることは明らかです。集団的自衛権が 9 条の 1 項に合致しているという反対の方、理由を言ってください。聞きたいと思います。

〔発言する者あり〕

○4 番（鳥居佳史君） 済みません、新人なもので失礼なことを言いました。

ということで、集団的自衛権は明らかに現憲法に違反している。憲法に違反しているものを認めるわけにはいきません。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 議席番号10番 公明党の若井千尋です。

私は「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書に対して、反対の立場で発言をさせていただきます。

まず、私は平和安全法制の必要性を述べさせていただきます。米国が持つ影響力の相対的な低下によって、世界のパワーバランスが大きく変化し、北朝鮮の核実験や相次ぐ国際テロなど日本を取り巻く安全保障環境や国際情勢は厳しさを増しております。

そこで、平和安全法制は専守防衛の範囲内で国民の生命や財産、領土を守るために何ができるかを考えて制定されております。この平和安全保障関連法の本質は、他国から武力攻撃を抑止することを目的とする戦争防止法であります。自衛隊が武力行使を許されるのは、どこまでも日本が武力攻撃を受けたと同様な深刻、重大な被害が国民に及ぶことが明らかな場合に限られています。この意見書の内容では、憲法が禁ずる国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、憲法違反であることは明らかですとありますが、国際紛争を武力で解決しようとするのが戦争であります。それは不戦条約や国連憲章で禁止され、憲法9条で明記されています。憲法違反であることは明らかであると書かれておりますが、そもそもこの意見書には具体的な中身が全くありません。法制と憲法の関係について、日本の自衛隊に許される武力行使は日本にとっての自衛措置に限られております。これが今まで政府がとってきた見解ですし、憲法は一切変えていない中で、憲法違反であると決めつけるのは極端な考えと言わざるを得ません。

議論をしようにも、一方的な平和安全法制を戦争法と決めつけ、日本が海外で戦争する国になり、自衛隊は海外で殺し殺されることになるといったような批判は、安全保障環境の変化にきちんと迎えようとしておらず、無責任で根拠のない言いがかりとしか言えません。この平和安全法制への支持や理解を示す国は欧州や東南アジア諸国など世界で60カ国近くあると、国際社会では戦争抑止への日本の取り組みが高く評価されておるところでございます。

さらに申しつけておくならば、私ども公明党は一貫して他国を防衛する集団的自衛権に反対をし、今回の法整備でも他国防衛の集団的自衛権に明確な歯どめをかけました。恒久平和主義を定めた憲法9条は専守防衛を認めており、平和安全法制はその範囲内で制定されています。このため日本の安全保障の基本理念は全く変わっていません。

その中で、憲法9条のもとで自衛の措置がどこまで許されるかを明らかにしたのが新3要件でございます。御紹介します。憲法第9条のもとで許容される自衛の措置、これを新3要件といたしますが、1. 我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合、2. これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適切な手段がないとき、3. 必要最小限の実力行使、これが新3要件でございます。意見書では、世論調査でも8割の政府の説明は不十分であった

というふうにお答えがあったというふうに記されておりますが、この世論調査というのも具体的に信憑性を欠けるものでございます。いろいろ調べてみますと、やはりこの法制の評価は一律されておる場合もあるわけでございます。この新3要件もたくさんの方の見識のある方に責任ある平和の党としての真価を発揮されたというふうに、高い評価をいただいております。戦争法とレッテルを張って国民の不安をあおり、まともな安全保障の論議から外れているこの意見書には断固反対をさせていただきます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

この意見書に書かれていること……。よろしいですか。私語禁止ですから、議場は。

この意見書に書かれている中身は全て私と同じ意見ですが、1点だけ玉にきずかなと思うところを申し上げますと、世論調査でも8割が政府の説明は不十分と答えていたと。これ一説には、政府の説明は十分だった、だから反対が日に日に高まったという説がございます。私もこれに賛成なんですね。もちろん国民が随分勉強したということはあると思いますが、日々これが非常に危険なものであるということが浸透していったというのは本当だろうと思います。しかし、趣旨には賛成ですので私は賛成をいたします。

やっぱり今の世界の枠組みの中で、今以上にアメリカと組んでのめり込んでいくことは非常に危険だと私は思っています。ヨーロッパ、アジア、イスラム中東の国々の枠組みがあるわけで、グローバルな時代になればなるほど、今のアメリカとより組むことは非常に危険です。アメリカの国力は随分下がっているといいますが、テレビの報道によれば。池上彰さんなんかの番組によれば、アメリカというのは軍需産業もごくその辺の会社がやっているんですね。兵器の一部もつくっている。組み込まれている。だから、転換していくのが国の経済に重要な影響を与えちゃうから転換できないところまで行っちゃっているんですね。そして、軍事費に今までもずうっとかけてきたわけで、これ以上かけるわけにはいかないから日本に肩がわりしてくれという経緯もありますので、今以上にアメリカと踏み込んでいくのは、組んでいくのは非常に危険だと思うので、そういう全体的な判断からこの意見書に賛成です。

現在の日本、日本人だから日本と言いますが、非常に危険が迫っているのは北朝鮮が生まれたけど、あとテロですね。でも、テロも私の手持ちの言葉で言えば、子供のころ聞いていた鬼っ子という言葉があるんですが、あれもみんなイラク攻撃やアフガン攻撃から生まれてきた。アメリカの戦争、攻撃から生まれてきたんですね。武力で解決しようと思っても、やっぱり私の言葉で言えば鬼っ子のようなのが出る。どこまでもどこまでも話し合いだけとは言いませんよ。言いませんが、話し合いの方向で私はいろいろなことを解決したいと思っています。

イギリスがEUを離脱するというのが僅差で通りました。後の報道を見ていますと、あれは離脱に賛成した人も非常に不安になり、後悔しているんだそうですね。どうなっちゃうのと、イギリスは。今度の参院選がイギリスのEU離脱の後のような結果にならないようにというのが、新聞もそうですし、ネットを読んでもあります。やっぱりあおられてやるというのは非常に危険だと思います。

最後に、瑞穂市議会でこの意見書が出たことで非常に白熱した議論があったことには敬意を表して、この意見書に賛成をいたします。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決いたします。

発議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 起立少数でございます。したがって、発議第4号は否決されました。

〔8番 森治久君 入場・着席〕

日程第9 議員派遣について

○議長（藤橋礼治君） 日程第9、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を会議規則第169条の規定によりまして提出しております。内容については4件ございます。

議会事務局長より説明をいたします。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、4件説明いたします。

まず、1件目は平成28年7月7日に岐阜県市議会議長会の主催による議長会議及び講演、意見交換会が羽島市のアンディアーモパルテンツァホテルで開催されるため、議長に同行して会議に出席する副議長を派遣するものです。

2件目は、平成28年8月7日、多治見市において開催される岐阜県消防操法大会へ市消防団が出場するので応援、激励を行うとともに、同大会が平成29年に瑞穂市で開催される予定なので、実情調査を行うため全議員を派遣するものです。

3件目は、平成28年7月6日、ふれあい福寿会館において開催される市町村議会議員セミナーの研修です。市町村職員研修センターで受講決定された人数により議員を派遣するもので、人口減少、超高齢化社会のもとでのまちづくりについて理解を深めていただきたいと思います。

4件目は、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催される市町村議会議員短期研修

会です。研修所で受講決定された人数により議員を派遣するもので、社会保障制度や財務、予算、防災、議会改革などについて理解を深めていただきたいと思います。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 以上の４件について、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり、派遣することに決定をいたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任を願います。

閉会の宣告

○議長（藤橋礼治君） これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成28年第２回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後０時35分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年6月28日

瑞穂市議会 議長 藤 橋 礼 治

議 員 若 園 正 博

議 員 森 治 久